- 1. 件名:日本原燃(株)再処理施設における事業者の検査活動の状況に係る面談
- 2. 日時:令和4年4月14日 13時30分~15時00分
- 3. 場所:原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門 寒川首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官 関主任原子力専門検査官、舘内主任原子力専門検査官 清水原子力専門検査官

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門 赤澤主任監視指導官、宮坂原子力運転検査官、赤石行政事務研修員原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門 古作企画調査官、藤原主任安全審査官、上出安全審査官 六ヶ所原子力規制事務所 皆川原子力運転検査官

日本原燃(株)品質保証部 部長 他7名

5. 要旨

- 〇日本原燃(株)(以下「事業者」という。)から、新規制基準の施行前に工事を着手した設備等に関し、その主な工事案件と検査の状況等について、資料に基づき説明を受けた。
 - (1) 主な工事案件と検査の状況について
 - ・主な工事案件に係る使用前事業者自主検査の状況及び各工事検査の工程(4,5月分)は資料1のとおりであり、工事の進捗により後に実検査不可となる可能性がある検査項目は、寸法検査、据付・外観検査、構造検査、強度検査及び耐圧漏えい検査が考えられる。また、設計及び工事の計画の認可(以下「設工認」という。)の審査等により、新たに構造図等への反映事項が生じた場合は、構造図等を改訂の上、必要な検査を実施する。
 - ・「冷却塔の設置位置変更、竜巻防護対策等(A4A)」と「重大事故等対処設備 (緊急時対策所の新設)」の検査の実施状況は資料1のとおりであり、寸法検 査及び据付・外観検査の一部を使用前事業者自主検査で実施することを考え ている。
 - (2) 使用前事業者自主検査等について
 - ・各検査の定義、検査体制及び検査記録の活用方法は資料2のとおりであり、 使用前事業者自主検査とは、工事の進捗により後に実検査不可となる可能性 がある検査項目を中心に独立した検査組織が工事検査に立会い確認する検 査である。

- (3) 設工認における設備の類型と検査管理表の作成状況について
 - ・設工認における設備の類型(類型化パターン)の整理は資料3のとおりであり、「機種分類」として23種類、並びに評価方法の類型として「耐震評価」、「耐圧、強度評価」及び「重大事故等対処設備が使用される区域の線量等」に着目し実施している。
 - ・検査管理表を出力する検査管理ツールの製作は完了しており、設工認申請に おける対象設備の整理ができ次第、検査管理ツールに情報を取り込み、検査 管理を行っていく。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- (1) 主な工事案件と検査の状況について
 - ・「冷却塔の設置位置変更、竜巻防護対策等(A4A)」と「重大事故等対処設備 (緊急時対策所の新設)」の検査の実施状況については、機電の検査項目のみ ならず、土建の検査項目を含めた全ての検査項目を示すこと。また、他の工 事案件についても、網羅的に整理しておくこと。
- (2) 使用前事業者自主検査等について
 - ・「冷却塔の耐震補強、竜巻防護対策等(A4B)」については、既に設工認申請しているため、規制庁文書に基づき使用前事業者検査ができる状態にあり、使用前事業者検査と使用前事業者自主検査の実施の考え方を整理すること。
 - ・工事検査及び使用前事業者自主検査について、次の保安規定記載事項との関係を整理すること。
 - a. 検査を支障なく完了するまではプロセスの次に進むことの承認をしない。
 - b. 保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。
 - ・工事検査記録は使用前事業者検査で記録の成立性及び信頼性を確認するとしているが、工事が進められていることから、埋込金物の健全性確認の経験を踏まえ、使用前事業者検査が成立するために必要な記録の整理についても計画的に進めておくこと。
- ○事業者から、了承した旨の回答があった。

6. その他

資料1:主な工事案件と検査の状況について

資料2:使用前事業者自主検査等について

資料3:設工認における設備の類型と検査管理表の作成状況について